会員ニュース　第61号

令和6(2025)年3月27日
（一社）全国届出自動車教習所協会

会員の皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

1　会議等

・3月13日(水)　全自教役員会議（ＺＯＯＭ）
　主な議題　　・令和7年度事業計画方向性　・令和6年度第２回理事会について
・3月27日(水)　全自教役員会議(ＺＯＯＭ)
　主な議題　　・理事会に向けて　　・継続審議案件等
・3月27日(水)全自教理事会(ＺＯＯＭ)
　主な議題　　・会員入退会報告　　・令和7年度　事業計画(案)
　　・令和7年度収支予算(案)　等

2　令和7年度中研指導員養成課程

令和7年度の実施課程は下記の通り決定いたしました。
当初および2月に希望再調査にてエントリーいただいた方には協会よりご連絡申し上げますとともに、**新たにエントリーをご希望される方は4月7日(月)までに事務局あてに**ご連絡いただきまうようにお願い申し上げます。（メール、ＦＡＸ、電話連絡ともに可能です）
実施時期が近くなりましたら正式申込書等をお送り致します。

①届出教習所指導員課程（普通、5日間）
令和7年6月25日(水)～29日(日)

②届出教習所指導員課程（大型自動2輪、4日間）
令和７年10月18日(土)～令和7年10月21日(火)

③届出教習所指導員課程（準中型、4日間）
令和8年3月21日(土)～令和8年3月24日(火)

＊高齢者講習指導員課程(2日間)につきましては、希望調査でエントリーされた方のみの割り当てとなっております。
＊九州開催につきましては現在は時期開催ともに未定となっております。

3　令和6年度指導員研修会

令和6年度指導員研修会の実施結果をご報告致します。
実施時期　令和5年12月13日～令和6年1月31日
受講人数　　81校281名　修了254名(内特定209名　指導員45名)

4 春の全国交通安全運動

会員ニュース60号にてお伝えしましたが、令和7年４月６日(日）～４月１５日（火）にて春の全国交通安全運動が実施されます。歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行等、全自教の指導員及び職員が地域の模範となるよう率先して運動に取り組んでいただきますよう啓発をお願い致します。

(別紙参照)

尚、本運動への協力の一環といたしまして各教習所に啓発グッツを配布いたしますのでご活用の程お願い致します。

(配布物)

・のぼり旗「黄色」/「緑色」（W45ｃｍ×Ｈ1500ｃｍ）各3枚

(発送日)

3月末日から順次発送いたします

5 ゴールデンウイーク前の教材

教材の４月中の納品はについて下記となります

（午前中オーダーまでがメドとなります)

物流事情により遅延の可能性もありますので在庫確認していただき、お早めにご注文のほどお願い致します。

	沖縄、離島	北海道、九州	東北・関東・中国	中部	関東
全指連	4/11(金)	4/18(金)	4/21(月)	4/22(火)	4/22(火)
中部日本	4/18(金)	4/21(月)	4/21(月)	4/21(月)	4/22(火)
交通安全協会	4/11(金)	4/18(金)	4/21(月)	4/22(火)	4/22(火)
コヤマ	4/24(木)までの注文を当日手配				
全自教	4/24(木)までの注文を当日手配				

6 全自教 会報111号につきまして

令和6年度に発行を予定といたします、全自教会報111号について　2025年3月下旬を予定としてご案内いたします。

（全自教会員専用ホームページに掲載予定）

交通ルールを知る、守る。
安全・安心の第一歩！

こどもを始めとする
歩行者が
安全に通行できる
道路交通環境の確保と
正しい横断方法の実践

歩行者優先意識の徹底と
ながら運転等の根絶や
シートベルト・
チャイルドシートの
適切な使用の促進

自転車・
特定小型原動機付自転車
利用時の
ヘルメット着用と
交通ルールの遵守の徹底



4月10日㈭は「交通事故死ゼロを目指す日」
春の全国交通安全運動



チャイルドシート着用推進
シンボルマーク「カチャピョン」

【運動期間】 令和7年4月6日（日）～4月15日（火）

内閣府
交通安全
オフィシャル
サイト

内閣府

4月10日㊍は「交通事故死ゼロを目指す日」です



1. こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

安全で安心な交通環境の実現

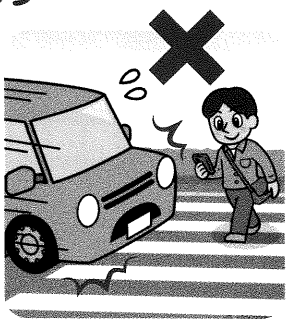
- 地域全体で通学道路・生活道路における見守り活動や家庭での交通安全に関する話し合いを活発にして、安全で安心して暮らせるまちを目指しましょう。
- 生活道路では、時速30キロ規制やスムーズ横断歩道※などを組み合わせた「ゾーン30プラス」の整備を進めています。

※スムーズ横断歩道とは…速度抑制効果の高い路面を盛り上げた「ハンプ」を組み合わせた横断歩道



歩行者も交通ルールを守ろう

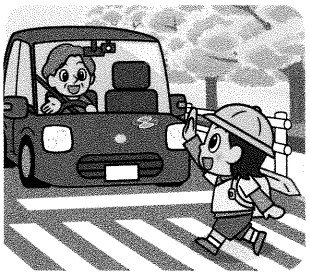
- 横断時の「歩きスマホ」はとても危険です。歩行中はスマホ操作をやめ、周囲の状況に注意を払いましょう。
- 新学期が始まる春、こどもの飛び出しによる交通事故が多発傾向です。道路を横断するときには、必ず止まり、右、左、右をよく見て、車が来ていないことを確かめてから渡りましょう。



2. 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

歩行者優先意識の徹底とながら運転の根絶

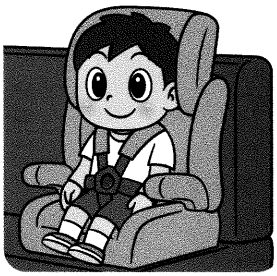
- 運転中に横断歩道に近づいたら減速をして、歩行者がいれば一時停止するなど、歩行者優先意識を徹底しましょう。
- 運転中のスマホなどの操作は、注意が散漫になり判断力や反射能力を低下させます。運転だけに集中して、周囲をよく観察しましょう。



シートベルト・チャイルドシートは体格に合わせて

- シートベルトとチャイルドシートは体格に合わせ、正しい姿勢で使用しましょう。
- 6歳以上でもチャイルドシートを使用するなど、身長※などの体格に合わせましょう。
- ベルトは首や腹部に掛からないようにし、腰をしっかり固定させましょう。

※日本自動車工業会や日本自動車連盟においては、身長150㎝未満を目安として推奨



3. 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

ヘルメットは命を守ります

- 自転車や特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）で走行中、万が一、交通事故に遭遇しても、ヘルメットを着用していれば、頭を保護し、死亡リスクを大幅に軽減させることができます。
- ヘルメットを着用することで交通安全意識も高まります。家族や友人にも「ヘルメットは命を守る」ものとして着用を呼びかけましょう。



自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを再確認

- 自転車や特定小型原動機付自転車にも交通ルールが定められています。
- 2024年11月1日には、自転車の「ながらスマホの禁止」や「酒気帯び運転に対する罰則」が創設されています。
- 特定小型原動機付自転車では、交通ルールを無視した交通事故が増加しています。
- 最新の交通ルールを正しく理解して、安全で安心な運転を心がけましょう。

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
   歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

【運動期間】令和7年4月6日㊐～4月15日㊋

春の全国交通安全運動

内閣府